

法第2条第2項 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

ガイドライン

- ◆特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物
- ◆コンピュータを用いなくても、カルテや指導要録など、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、年月日順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によつても容易に検索可能な状態に置いているもの

【個人情報データベース等に該当する事例】

- ・従業員が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業員等によつても検索できる状態にしている場合
- ・氏名、住所、企業別に分類整理されている市販の人名録

【個人情報データベース等に該当しない事例】

- ・従業員が、自己の名刺入れについて他人が自由に検索できる状況に置いていても、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類した状態である場合
- ・アンケートの戻りはがきで、氏名、住所等で分類整理されていない状態である場合